

商法改正特集 1 3月決算から貸借対照表の表示が変わります。

本年3月決算会社の貸借対照表は(1)のように、本年4月1日以降終了事業年度会社の貸借対照表はさらに(2)のように表示することとなりました。

(1) 3月決算の場合

貸借対照表		貸借対照表	
資産の部	：	資本の部	：
流動資産	：	資本金	：
：	：	法定準備金	：
自己株式	：	剰余金	：
		評価差額金	：
			：
			資本剰余金
			利益剰余金
			土地再評価差額金
			株式等評価差額金
			自己株式

(2) 4月1日以降終了事業年度の場合

貸借対照表		貸借対照表	
資産の部	負債の部	資産の部	負債の部
：	：	：	：
固定資産	引当金(注1)	固定資産	引当金(注1)
：	資本の部	：	資本の部
投資等	：	投資その他の資産	：
	当期利益		当期純利益(注2)

(注1) 商法第287条の2の引当金

(注1) 商法施行規則第43条の引当金

(注2) 損益計算書も当期純利益にかわります。

協和会計グループで貸借対照表を作成する場合は、すべて適切に対応させますが、自社で作成される場合、特に会計ソフトを使用されている場合は、バージョンアップの有無等十分にご注意下さい。

商法改正特集 2 その他次のような改正が行われております。

(1) 金庫株の解禁

金庫株とは**自己株式**のことを指し、従来は例外的にしか取得の認められないものでした。**金庫株制度**とは、**会社が目的を定めることなく自己株式を取得し、期間・数量の制約なくこれを処分(消却)することを認める**ものです。

金庫株の処分には、株式の種類、数量、価額、

払込期日について**取締役会決議**を経ることになります。この場合、新株発行の規定を準用します。消却についても**取締役会決議**を要します。

・自己株式の経理上の取扱い

取得した自己株式は、前頁の通り取得原価をもって資本の部から控除します。この場合の付随費用は営業外費用とします。帳簿価額は、会

社の定めた計算方法により算定します。また処分差益は「**その他資本剰余金**」に計上し、処分差損が生じた場合はこれに「**その他資本剰余金**」を充てます。これで足りない場合は当期末処分利益を充て、または当期末処理損失とします。

(2) 資本金及び法定準備金の取崩

資本の減少により生じた減資差益が資本準備金の範囲から削除されました。また、**資本剰余金**は、**資本準備金**と、**資本準備金以外の資本剰余金(=その他資本剰余金)**に区分され、資本金及び資本準備金以外の資本剰余金の取崩による剰余金は、「**その他資本剰余金**」で処理されます。

・ **その他資本剰余金の処分による配当があった場合における株主側の会計処理**

配当を受けた場合の処理は、その配当の原資により異なります。未処分利益からの配当は従来通りの扱いですが、その他資本剰余金からの配当は、有価証券の帳簿価額から減額します。ただし、売買目的有価証券の配当は、従来通りの受取配当金とします。

(3) 新株予約権の取扱い

新株予約権の制度が新設されました。新株予約権とは、会社に対して一定期間、一定価額で新株発行を請求する権利をいいます。なお、会社は、新株の発行に代え、自己株式を交付することもできます。新株予約権の発行・消却は、取締役会決議によります。

(4) 監査役権限強化と取締役責任軽減

・ **監査役権限強化**

監査役の任期が3年から4年に改められました。また、小会社以外の会社について、監査役を取締役会への出席及び意見陳述の義務が明文化されました。

・ **取締役責任軽減**

取締役の法令・定款違反に対する免責は、従来総株主の同意を要していましたが、一定の要件（株主総会の特別決議等）のもとに責任を免除できるようになりました。

(5) 委員会等設置会社

資本金5億円以上あるいは負債総額200億円以上の大会社などが選択できることとなった新しい企業統治形態です。

委員会等設置会社では日々の業務執行を担当する「**執行役**」を置き、会社を代表する「**代表執行役**」を定めます。一方、取締役は経営の監督を担います。取締役会には、株主総会に提出する取締役の選任・解任案を決める「**指名委員会**」、取締役・執行役の報酬を決める「**報酬委員会**」、取締役・執行役の職務執行を監査する「**監査委員会**」という3つの委員会を置きます。各委員会は3人以上の取締役で構成しますが、社外取締役が過半数を占めなければなりません。また、この制度を採用した場合には、従来の監査役制度は廃止となります。委員会設置会社に移行するかどうかはあくまでも企業の選択に任されています。

詳細については各担当者にお問い合わせ下さい。

<協和会計グループ>		
<p>協和監査法人 証券取引法・商法・学校法人・財団・社団法人・労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査などの企業経営に関するさまざまなビジネスアドバイザリーサービスを提供します。</p>	<p>税理士法人 協和会計事務所 税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。</p>	<p>有限会社 協和ビジネスコンサルティング 証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ”</p>